

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係る ガイドライン

令和7年4月
鳥栖市教育委員会

「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」の趣旨

2017 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）が施行されました。そこには不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、一人一人の状況に応じた必要な支援を行うこと等が基本理念として明記されています。

不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の学校外の公的機関やフリースクール等の民間施設で相談・指導を受けている者、自宅で I C T 等を活用した学習活動に取り組み、社会的自立に向けて懸命に努力を続けている者もいます。このような児童生徒の努力に対して、一定の要件を満たす場合、校長は指導要録上の出席扱いとすることができます。不登校児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

本ガイドラインは、児童生徒が取り組んだ学校外の公的機関やフリースクール等の民間施設での活動、自宅における I C T 等を活用した学習を、指導要録上の出席扱いとして校長が総合的に判断するための目安を示すものです。

不登校児童生徒の居場所と出席の取扱い

不登校児童生徒の居場所（学習活動の場）については、その各々の状況に応じて様々な選択肢があります。よって学校は、家庭と連携し、不登校児童生徒のそれぞれの居場所における取組状況を共有することが重要となります。

鳥栖市教育委員会では、文部科学省の通知や佐賀県教育委員会作成の「不登校対応支援ガイド」等を受け、不登校児童生徒の各々の居場所における「指導要録上の出席」について、以下のとおり取り扱うこととします。

不登校児童生徒の居場所	出席の取扱い
①学校「教室に入れない場合」 ❖ 児童生徒の状況に応じて、時間及び場所に配慮が必要 ☞ 校内の別室や保健室への登校による支援 ☞ 放課後登校による支援 等	出席
②【公的機関】教育支援センター「みらい」 （詳細については、本ガイドライン P3参照）	原則出席
③【民間施設】フリースクール 等 （詳細については、本ガイドライン P4参照） ❖ 児童生徒が相談・指導を受け、一定の要件を満たす場合 ☞ 保護者と学校との間で、十分な連携・協力が保たれている。 ☞ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とする 等	一定要件を満たせば指導要録上の「出席扱い」が可能
④ 自宅での「ICT 等を活用した学習」 （詳細については、本ガイドライン P5参照） ❖ 児童生徒が相談・指導を受け、一定の要件を満たす場合 ☞ 保護者と学校との間で、十分な連携・協力が保たれている。 ☞ 訪問等による対面指導（学習支援や将来の自立に向けた支援等）が適切に行われていることを前提とする 等	一定要件を満たせば指導要録上の「出席扱い」が可能

I 教育支援センター「みらい」に通う児童生徒について

1 「指導要録上の出席扱い」とする判断

教育支援センター「みらい」は、鳥栖市教育委員会が設置している公的機関である。

教育支援センター「みらい」では、保護者や学校との十分な連携・協力関係を保ちながら、不登校児童生徒の社会的な自立を目指した相談や指導を行っている。また、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援も実施していることから、入所（仮入所も含む）した児童生徒については、原則、指導要録上の出席扱いとする。

2 留意点

- (1) 学校は、不登校児童生徒及び保護者との定期的かつ継続的な家庭訪問や面談（概ね1ヶ月に1回以上）及び電話連絡等による状況把握を行う。
- (2) 学校は、教育支援センター「みらい」から毎月初めに送付される、児童生徒の通所状況報告書のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により、通所の状況把握を行う。
- (3) 出席扱いの指導要録等への記入の仕方は次のとおりとする。
 - ① 指導要録については、出席の内数として教育支援センターに通所した日数及び施設名（教育支援センター「みらい」）を記載する。
【記入例】備考欄：「出席日数のうち〇〇日は、教育支援センター「みらい」に出席」
 - ② 通知表については、指導要録と同様とする。
 - ③ 出席簿については、欠席扱いとする。
 - ④ 仮入所の期間についても前各号と同じ取り扱いとする。
- (4) 教育支援センター「みらい」において、学校の教育課程に照らし適切に計画された学習を履行していると学校が判断した場合には、指導員から収集した情報や児童生徒の学習の成果を示す資料から、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。

Ⅱ フリースクール等の民間施設に通う児童生徒について

1 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安

(1) 学校、家庭、フリースクール等との関係について	
①	学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
②	児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。 ※ 定期的（概ね月に1回程度）にフリースクール等の民間施設から学校へ児童生徒の学習状況を報告してもらう。
③	フリースクール等での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等の間に、連携・協力関係が保たれていること。
(2) 実施主体について	
①	法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
②	不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
(3) 支援の在り方について	
①	受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
②	指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
(4) 支援スタッフについて	
①	支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導にあたっていること。
②	カウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等の専門的知識と経験をもとに適切な指導がなされていること。

2 留意点

- (1) 上記目安は、個々のフリースクール等についてその適否を判断するという趣旨のものではない。
- (2) 学校は、不登校児童生徒及び保護者との定期的かつ継続的な家庭訪問や面談（概ね1ヶ月に1回以上）及び電話連絡等による状況把握を行う。
- (3) 学校は、フリースクール等における相談・指導が当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するため、施設訪問を行う。
- (4) 学校は、フリースクールから定期的に送付される通所児童生徒の状況報告（様式任意）のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により、通所の状況把握を行う。
- (5) 出席扱いとした場合の指導要録等への記入の仕方は、教育支援センターに通う場合（P3参照）と同様とする。

【記入例】備考欄：「出席日数のうち〇〇日は、〇〇〇〇（施設名）に出席」

- (6) フリースクール等における学習の計画や内容が、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、学校が当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。

Ⅲ 自宅においてＩＣＴ等を活用した学習を行う児童生徒について

1 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安

(1) 学校と家庭との関係について	
①	学校と保護者との間に、十分な連携・協力関係が保たれていること。
②	担任や学年主任等が定期的かつ継続的（概ね１ヶ月に１回以上）に対面指導を実施し、児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などを行うことが可能であること。
(2) ＩＣＴを活用した学習について	
①	原則、小中学校教育課程に準じる学習内容で、ＩＣＴ（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、ＦＡＸなどを活用して提供される学習活動であること。 【例】・民間業者が提供するＩＣＴ教材を活用した学習 ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習 ・教育支援センター作成のＩＣＴ教材を活用した学習 ・学校のプリントや通信教育を活用した学習 ・ＩＣＴ機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信） など
②	当該児童生徒の学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
③	「出席扱い」とする日数については、次のことを基準に判断する。 ◇ 担任等による対面指導を行った日数 ◇ 担任等による対面指導の際に、学習履歴（期日、学習時間、学習内容、学習の成果を示す資料など）を確認し、ＩＣＴ等による学習活動を行ったことが確認できた日数 ◇ 出席扱いとする場合の１日の活動の最低時間は、一単位時間（小学校：45分、中学校：50分）を目安とする。

2 留意点

- (1) 基本的に、当該児童生徒が、教育支援センター「みらい」やフリースクール等において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- (2) 訪問等による対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールソーシャルワーカー、教育相談員などが想定される。
- (3) 校長は、当該不登校児童生徒に対する対面指導やＩＣＴ等を活用した学習について、例えば、対面指導を行っている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施するなどして、その状況を十分に把握すること。
- (4) 「出席扱い」とする日数については、対面指導を行った日数のみではなく、上表「判断の目安」(2)－③の内容に留意して十分に検討すること。
- (5) 自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期に渡ることを助長しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、段階的に対面指導や教育支援センター「みらい」、フリースクール等での相談・指導へつなげたりするなど留意すること。
- (6) ＩＣＴを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ＩＣＴの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (7) 出席扱いとした場合の指導要録等への記入の仕方は、教育支援センターに通う場合（P3参照）と同様とする。

【記入例】備考欄：「出席日数のうち〇〇日は、ＩＣＴ等を活用した学習」

- (8) ＩＣＴ等を活用した学習の計画や内容が、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、学校が当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。

指導要録上の出席扱いを判断するまでの流れ

1 フリースクール等の民間施設に通う児童生徒について

内容等	学校が対応すべき内容
(1) 周知	一定の要件を満たせば指導要録上の出席扱いになることについて、文書や面談等を通して当該児童生徒保護者に周知する。
(2) 保護者の申請	保護者からの申し出を受け、可能ならばフリースクール等の民間施設の契約書の写し等、通所していることが確認できるものの提出をお願いする。
(3) 説明・確認	指導要録上の出席扱いについては、校長がフリースクール等の民間施設との連携や状況を実際に確認したうえで判断となることを説明するとともに、以下の事項を確認する。 ☐ 保護者は、学校との連携・協力ができるか。 ☐ フリースクール等の民間施設は、学校との連携・協力ができるか。 ☐ 保護者またはフリースクール等の民間施設は、毎月の登校状況等を学校へ提出できるか。 ☐ 保護者とフリースクール等の民間施設との間に連携・協力関係が保たれているか。
(4) 民間施設との連携	学校が可能な限りフリースクール等の民間施設の視察を行う。 毎月の通所状況の報告を依頼する。
(5) 判断報告	校長が「指導要録上の出席扱い」の適否について判断し、保護者へ報告する。

2 自宅においてＩＣＴ等を活用した学習を行う児童生徒について

内容等	学校が対応すべき内容
(1) 周知	一定の要件を満たせば指導要録上の出席扱いになることについて、文書や面談等を通して当該児童生徒保護者に周知する。
(2) 保護者の申請	保護者からの申し出を受け、どのような学習プログラムに取り組んでいるか情報を収集する。
(3) 説明・確認	指導要録上の出席扱いについては、校長がＩＣＴ等を活用した学習活動の内容等を確認したうえで判断となることを説明するとともに、以下の事項を確認する。 ☐ 保護者は、学校との連携・協力ができるか。 ☐ 定期的な対面指導を実施することができるか。 ☐ 保護者またはオンライン学習を提供する民間施設は、毎月の学習状況等を学校へ提出できるか。
(5) 判断報告	校長が「指導要録上の出席扱い」の適否について判断し、保護者へ報告する。

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

不登校児童生徒の中には、学校外の機関や自宅等において相談・指導を受け、社会的な自立に向けて懸命の努力を続けている者もいる。

文部科学省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」（令和6年8月29日）では、我が国の義務教育制度を前提としつつ、このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援することは重要であり、不登校児童生徒の学習の成果の成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により、当該児童生徒や保護者、学校外の機関等に積極的に伝えることは、当該児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいと示している。

このため、公的機関や民間施設あるいは家庭における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、成績評価を行うにあたり考慮することができるとされている。

1 成績に反映する際に満たすべき要件

- (1) 不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う。
- (2) 学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する。
- (3) 学校は訪問による対面指導やICTを活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める。

2 具体的な取組例

- (1) 1人1台端末を活用して、教育支援センターや自宅から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。
- (2) 学校から届いたプリントや教材等を活用して教育支援センターや自宅で学習した成果を成績に反映。
- (3) フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールでの学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。
- (4) 民間のeラーニング教材を活用して教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。

3 評価材料の例

- (1) 学習において用いたワークシートやノート
- (2) 学習結果を反映したペーパーテストや、実技テストの動画
- (3) 学習において作成した成果物
- (4) 学習アプリ等を用いて学習した内容がわかるもの

【参考】「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」文部科学省 令和6年8月29日

ガイドライン活用に当たってのQ & A

Q 1 指導要録上の出席扱いを判断する際、必ず民間施設を訪問しなければいけませんか。

A 1 令和元年 10 月 25 日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする」と記されており、学校は訪問・視察を通してその民間施設が個々に応じて適切かどうかを総合的に判断することが求められています。

Q 2 民間施設への訪問・視察の際は、どのような配慮が必要ですか。

A 2 児童生徒本人の頑張りを直接認めることができるという観点から、当該児童生徒の通所時に合わせて訪問・視察をすることが望ましいと思われませんが、児童生徒によっては、訪問することに対して過度なストレスを感じる場合も考えられます。よって、訪問・視察の時間や人数、回数等については、児童生徒の実態に配慮し、当該施設及び保護者と協議したうえで決めることが必要と考えます。

Q 3 すでに出席扱いを認められた児童生徒がいる施設に、新たな児童生徒が入所を希望した場合、改めて訪問・視察を行う必要はありますか。

A 3 民間施設では、随時、児童生徒の受け入れをしており、施設の受け入れ人数や指導状況に変化があるものと考えられます。その点からも、保護者から学校への申し出、協議（説明・確認）の後に、改めて施設が当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するために訪問・視察を行うことは必要であると考えます。

Q 4 出席扱いとするために、公的機関や民間施設での「教科学習の時間」があることは必要ですか。

A 4 不登校児童生徒においては、個々の実態は様々であり、教科学習に向き合えない状況にある児童生徒がいることも考えられます。そのため、教科学習の時間の有無については、必ずしも出席扱いの判断材料として扱う必要はないと考えます。しかしながら、児童生徒の実態や希望を踏まえ、教科の学習に取り組む時間をつくることを視野に入れながら、本人の自己決定に基づく学習活動を保障することは、将来の社会的自立に向けても有効であると考えます。

Q 5 不登校児童生徒への支援の目標が、「社会的自立をめざすこと」となりましたが、学校として学校復帰を求めているとはいけないのですか。

A 5 当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、そのためには、何がその子のためになるかを考え、それに基づいて学校及び学校外の施設が連携・協力し、最善の支援を行うことが重要です。そして、当該児童生徒自らが学校への登校を目指している場合には、当該児童生徒にとってそのことが社会的自立の一つであると捉え、学校としてその支援を行うこととなります。日頃から不登校児童生徒や保護者と十分に意思疎通を図ったうえでの支援が大切です。

Q 6 不登校児童生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

A 6 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながると考えられます。

Q 7 自宅学習の際、指導要録上の出席扱いと判断できないケースとしては、どのようなことが考えられますか。

A 7 次のようなケースが考えられます。

- ・ 学校が家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童生徒の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
- ・ 無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

Q 8 自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動を「出席扱い」とする場合に、留意すべき点がありますか。

A 8 そのことにより不登校が必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。家庭に引きこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切です。

Q 9 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

A 9 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載が望まれます。

<参考資料>

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成 28 年 12 月 14 日公布 平成 29 年 2 月 14 日施行)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」
(平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」 (令和元年 10 月 25 日 文部科学省)
- 「(別記 1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」 (令和元年 10 月 25 日 文部科学省)
- 「(別記 2) 不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」 (令和元年 10 月 25 日 文部科学省)
- 「(別紙) 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」 (令和元年 10 月 25 日 文部科学省)
- 「(別添 3) 民間施設についてのガイドライン（試案）」 (令和元年 10 月 25 日 文部科学省)
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」
(令和 6 年 8 月 29 日 文部科学省)
- 「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」 (令和 4 年 6 月 鶴岡市教育委員会)
- 「不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについてのガイドライン」 (令和 6 年 10 月 熊本市教育委員会)
- 「公立小・中学校における不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』等に関するガイドライン」
(令和 6 年 8 月 山梨県教育委員会)
- 「不登校児童生徒の出席扱い及び評価等に係るガイドライン」 (令和 5 年 6 月 天草市教育委員会)
- 「保護者のための不登校対応支援ガイド」 (令和 6 年 9 月 佐賀県教育委員会)